

しゃかいふくしきょうぎかい

2011

5

特集「聞こえのサポーター」

生まれつき聞こえにくい方、

人生の途中で聞こえにくくなったり

聞こえなくなった方が

身近にいらっやいませんか？

小郡市社会福祉協議会だより No. 135

発行：社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会

〒838-0126 福岡県小郡市二森1167-1

TEL 0942-73-1120 FAX 0942-72-5694

ホームページ <http://shakyo.ogori.org>

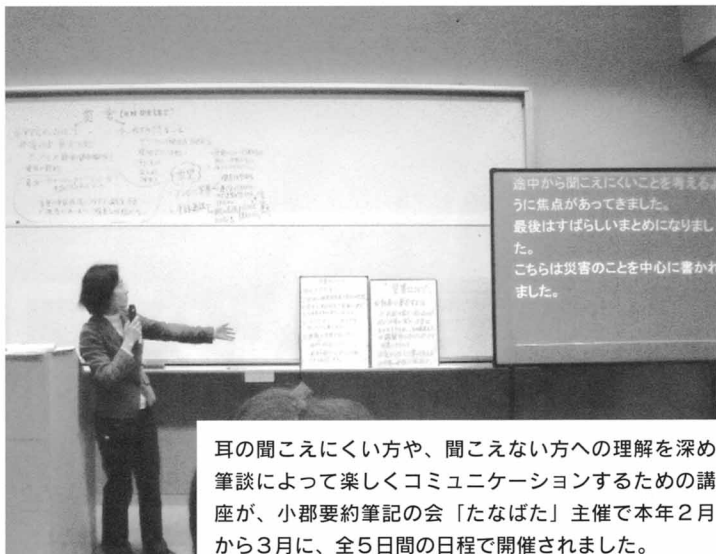
小郡市総合保健福祉センター あすてらす 内

E-mail: o.shakyo.somu@ari.bbq.jp

この広報紙作成費の一部は、共同募金配分金を充てております。

小郡市民全員が「聞こえのサポーター」を目指して

聞こえのサポーター 養成講座



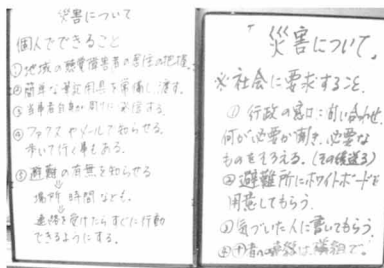
途中から聞こえにくいことを考えるように焦点があってきました。最後はすばらしいまとめになりました。こちらは災害のことを中心に書かれました。

耳の聞こえにくい方や、聞こえない方への理解を深め、筆談によって楽しくコミュニケーションするための講座が、小郡要約筆記の会「たなばた」主催で本年2月から3月に、全5日間の日程で開催されました。

日本の人口の5%は聞こえに不自由しているとされています。小郡市でも高齢者を含め3000人近くの方が聞こえに不自由されていることになりました。しかし、障害者手帳を取得している方はわずかです。手帳を取得していないと福祉サービスが受けられません。

しかも聞こえに不自由があることは見た目ではわかりません。そんな方たちをサポートする養成講座を、42名の受講生を迎えて開講しました。

「声をかけても聞こえていないのではと思われる方には、正面から口を大きく開けてはつきりと、少しゆっくり話してください。確実に伝えるためには筆談が有効です。」



「災害」をテーマに、私達にできることをホワイトボードにまとめて発表

以上のようなことを学んだあとで実習した筆談は、最初は面倒だと思ったが楽しかったという感想をいただきました。

小郡市では公共施設に「筆談します」のマークが掲示されていますが、もっと生活しやすくできないか考えるきっかけになりました。

講座最終日には、聞こえの不自由を解消するために私たちに何ができるかを筆談で話し合い、グループごとにまとめました。

おりしも最終日の直前に、東北地方太平洋沖地震が起きました。私たちは、避難所で聞こえにくい方たちが不自由をしないか心配し、地震や原発に関するニュースに字幕が付いているか高い関心を持って見守っていました。

小郡市民全員が「聞こえのサポーター」になる日を目指して23年度以降も講座を開講します。次回はぜひ皆さんの参加をお待ちしています。

小郡要約筆記の会「たなばた」川野



グループごとに、筆談で話し合い



「聞こえのサポーター」養成講座主催者
小郡要約筆記の会「たなばた」

代表 柳 佳代子さん

養成講座開催に至ったお話を伺いました

「養成講座のきっかけ」

私たちの会の発足当時は難聴者の方の居場所でもあったんですね。例年に難聴者の方も参加されていました。

その方たちは、他の場所に行ったらちよつと疎外感があったり、「聞こえない」ということを言えなかったり、周りに対しちよつと身構えたり、緊張もしないといけないけれど「たなばた」にいらしたら、お互いのことがわかっているし、わからないことは書いてコミュニケーションをとっていたんですから居場所みたいな感じだったんですね。

「要約筆記は、話し言葉をその場で文字にして伝える通訳なんです。」

聴覚障害者の権利を守ることや社会参加のため、だんだん会の活動が要約筆記通訳に重点を置くようになり、通訳として一定のレベルを求められるようになりました。

しかし、それは地域の難聴の人たちにとっては、以前の居心地のいい場所では無かったかもしれない。そこでもう一つ、通訳と並行しながら、居場所というか、心置きなくそこで過ごしてもらおう。それが会の外に出て、地域社会においてもできる。そういう状態に一步でも近づける要因としてサポーター養成講座を開きました。

聞こえのサポーターの

「サポーター」って？

聞こえにくいという「バリア」を感じさせないように個人的なサポートをしたり、聞こえにくい不便さを感じさせないように社会にすることを提案する人たちがいま。聴覚障害といってもいろんな人たちがいます。

聞こえの具合も違うし、補聴器を使っている人、手話を使う人たちもいます。そのことを理解しないとイケません。

講座によせて

講座開催中に発生した東日本大震災では未だ多くの被災者の方が苦しい生活を余儀なくされています。しかしそのような中、全国から寄せられている多くの支援とともに、自分たちでも出来ることをやろうと立ち上げられた被災者の姿に感動を覚えます。洗濯の手伝いや支援物資の配給を手伝う中・高校生、高齢者の肩をもんだり、中には折鶴を折って配ったりしている避難所の小学生もいるとか。絆が広まり、強まっている様子が伝わってきます。

ただ、この様な目に見えるところへの支援とともに、目に見えない障害をお持ちの方への支援の手がどこまで届いているのでしょうか？

ただでさえ少ない情報がさらに届かず、また自分たちの要望も発しにくい状態におかれているのではと懸念されます。

そんな中でこそ、必要とされる「聞こえのサポーター」。筆記用具一つで誰でもできるこの支援の輪が被災地にも広がってくれることを望んでやみません。

私達は遠く離れた地にいるので、すぐに被災地での活動は出来ませんが、身の周りに支援を必要とされている方に少しでも手助けができ、また輪の広がりにつとめていくことこそ今の私たちにできることではないかと思っております。

小郡要約筆記の会「たなばた」



小郡要約筆記の会「たなばた」は、おもに中途失聴・難聴の方と筆談で交流したり音声を手話で文字にして伝える通訳(要約筆記)をしています。

聞こえない人イコール手話と思われがちですが手話の分からない方も大勢いらっしゃいます。

聴覚障害には、おおむね

○生まれつき聞こえない「ろうこ」

○生まれつき聞こえにくい「難聴」

○人生の途中で聞こえなくなった「中途失聴」があります

中途失聴・難聴の方は、人工内耳や補聴器をつけて聞きとったり、唇を読みとったり、筆談でコミュニケーションされたりしています。



交流や通訳の勉強は、主にあすてらすボランティア活動室でおこなっています。

★毎月第1・3木曜日

10～11時 学習会

11～12時 定例会

12～14時半 交流会

★第5木・土曜日 11～14時半

交流会(別会場の場合あり)

となっておりますので、お気軽に見学においでください。

【主な活動場所】

小郡市総合保健福祉センター

「あすてらす」ボランティア活動室

【問い合わせ先】

小郡要約筆記の会「たなばた」事務局

FA X 0942-72-8012

メールアドレス IC643932@nifty.com

ホームページ <http://tanabata.alkotoba.jp>

こんな時に要約筆記が

お手伝いします

◎あなたの隣で聞こえる話を紙に書きます
(ノートイク)

入学式、卒業式、参観日

地区集会に参加する時

各種講座や研修会

冠婚葬祭

病院や健康診断に行く時

◎講演会などでは、スクリーンにパソコン・

OHPなどを使って映します。

聞こえにくい・聞こえない方で同じ障害をお持ちの方やボランティアとの交流をもちたい方の連絡をお待ちしています。

また、要約筆

記に興味がある

方、ボランティア

をやってみた

い!と思ったこ

とがある人。

聞こえない人

へ書いてサポー

トしませんか!



車いす対応車輛・福祉用具等 ～ 無料貸出しを行っています～

ご利用下さい

障害者や歩行困難な高齢者の方の支援目的と、地域活動及び学校教育活動の側面的な支援を目的に、車いす対応車輛や各種福祉用具の貸出しを行っています。

車いす対応車輛の貸出し

- ・市内にお住まいで、おおむね65歳以上の車いす等を使用しなければ歩行が困難な方
- ・障害が重く、車いす等を使用しなければ歩行が困難な方等
- ・利用時間は、原則平日の午前9時から午後5時まで

※運転手及び付添者等は各自でお願いします。
※ガソリン代は利用者負担です。



★ダイハツアトレー
…4人乗り(1台)

★スズキワゴンR
…3人乗り(1台)

福祉用具の貸出し

- ・市内にお住まいで、小郡市内において活動される方
- ・前日までに借用申請を提出
- ・貸出し期間は1ヶ月以内

★アイマスク ★白杖
★高齢者疑似体験セット
★ビデオ ★車いす
★点字板



高齢者疑似体験セット

車いすの貸出し(一般)

- ・市内にお住まいで、障害やケガ、高齢のため歩行が困難な方
- ・事前予約及び当日の貸出し可
- ・貸出し期間は1ヶ月以内

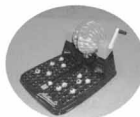
レクリエーション用具の貸出し

- ・市内にお住まいで、小郡市内において福祉活動される方
(例) ・ふれあいネットワーク活動・地域のレクリエーション活動
・子ども会活動等

★ダーツ ★輪投げ
★ボーリングゲーム
★ピンゴゲーム



ダーツ



ピンゴゲーム



輪投げ

平成23年度 小郡市

在宅福祉サービス【居宅介護事業】

予算22,680千円

●《介護保険事業》

- ① 居宅介護支援事業（ケアマネージャー）
- ② 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- ③ 介護予防訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

●《障害者自立支援法居宅介護事業》

障害者のホームヘルプサービス

●《生活管理指導員派遣事業》(市受託事業)

一人暮らし高齢者が要介護状態予防のため、ホームヘルパーを派遣し指導を行い生活習慣を改善します。

障害者地域活動支援センター

予算7,503千円

●《じょいわーく》

小郡市障害者地域活動支援センターⅢ型

障害者が地域の中で自立した日常生活を営むことができるよう、生産活動の提供や社会との交流を図ります。

現在、トレー選別作業などの軽作業やレクリエーション活動を行っております。

たすけあい

●《赤い羽根共同募金運動》

●《災害支援ボランティアセンターマニュアル作成》

貸出し【かしだし】

●《福祉バス運行》

予算3,158千円

マイクロバス28人乗り

利用団体(市内の福祉団体やボランティア団体)

●《車いすの貸出し》

入院入所時の一時帰宅や、骨折などのケガや病気、車いす体験などにお貸しいたします。

●《車いす対応車輛の貸出し》

予算300千円



障害児家族への援助

●《障害児長期休暇スクール》

予算440千円

長期休暇中の遊びと体験の場の提供、ボランティアとの交流を行います。

●《障害児タイムケア》

予算730千円

毎週水曜日、放課後の居場所の確保を行います。

いきいき暮らしの応援

●《公民館・神社等の遊具、ベンチの補修》

予算1,200千円

子どもの遊び場づくり、誰でもが集える場所づくりとして、市が管理する公園以外の公民館や神社等の遊具やベンチの補修を行います。

●《脳の健康教室の開催》

予算2,647千円

加齢による脳機能の低下予防のため、簡単な計算や音読を習慣化させ、また、人との交流をはかる教室。

ボランティア明日葉のみなさんにより教室運営を行っていただいております。

・毎週金曜日 総合保健福祉センターあすてらす

福祉団体等への助成

予算3,255千円

- ・老人クラブ連合会
- ・母子寡婦福祉会
- ・身体障害者福祉協会
- ・保護司会
- ・少年補導員
- ・ワークショップ虹
- ・小郡市保育協会
- ・民生児童委員協議会
- ・青少年育成会
- ・子ども劇場
- ・児童劇団つばさ
- ・みくにつく劇団
- ・少年の船

事業予算【支出】

単位：千円

表記事業支出計	56,889
法人運営費 人件費、積立金など	50,084
当期末支払資金残高	18,474
支出合計	125,447

社会福祉協議会事業

相談【そうだん】

予算1,399千円

- 《心配ごと相談》 11ページをご覧ください
毎週木曜日午後1時から、弁護士または現任・OBの民生児童委員2名が相談員として対応します。
① 一般相談 / 第1・第3・第5木曜
② 弁護士相談 / 第2・第4木曜(要電話予約)

●《日常生活自立支援事業相談》

認知症、障害などで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に福祉サービスの利用や日常金銭管理のお手伝い。

◆相談窓口連絡会の検討

様々な専門窓口と連携し、適切な相談の対応を行います。

福祉教育【まなび】

●《地域福祉講座の開催》

予算270千円

福祉レクリエーション講座の開催

●《福祉活動指定校の活動費助成》

予算500千円

市内の学校の福祉教育に対し助成を行います。

●《福祉用具、福祉教材の貸出》

体験学習のため、車いすやアイマスク、白杖、高齢者疑似体験セットを貸出しています。

●《福祉教育読本「ともに生きる」の配布》

予算80千円

市内各小学校5年生を対象に、福祉教育の為の副読本を配布します。

おしらせ・おねがい・募集

●《社会福祉協議会だより》

予算2,000千円

年6回奇数月に市内全世帯配布

●《ホームページ》

予算120千円

<http://shakyo.ogori.org/>

住民参加による福祉活動を進める事業

●《ふれあいネットワーク活動》

予算6,215千円

各行政区において、孤立しがちな高齢者や高齢者世帯に対し、区長、民生児童委員、地域の皆さんの協力により、見守り、声かけ訪問、交流活動を行い、問題の早期発見や問題解決に取り組みます。

●《地域、関係機関との連携》

地域の中で様々な不安を抱えて暮らしているの方々に対し、問題の早期発見や相談に取り組み問題の解決に取り組みます。

ボランティア【共に生きる活動】

●《ボランティア情報センター運営》

予算3,192千円

- ① 情報の収集と提供を行い、相談、登録斡旋を行います。
- ② 入門、養成講座の開催
- ③ 団体活動費支援
 - 車いすレクダンス 花と緑の会
 - 点訳塾の会 手話の会
 - テープの会 要約筆記の会
- ④ 小郡市ボランティア連絡協議会事務局
- ⑤ ボランティア保険の加入窓口

資金貸付【しきんかしつけ】

予算1,200千円

◎《緊急援護資金貸付相談》

小郡市社協独自の貸付

◎《生活福祉資金貸付相談》

福岡県社協が行う貸付の相談申請窓口

平成23年度小郡市社会福祉協議会事業予算【収入】

単位:千円

会費収入	3,000	事業収入	3,754	受取利息配当金収入	7
寄附金収入	2,500	貸付事業等収入	500	経理区分間繰入金収入	2,964
市補助金収入	42,274	共同募金配分金収入	6,831	前期末支払資金残高	30,450
市受託金収入	12,300	介護保険収入	20,113	収入合計	125,447
県社協受託金収入	600	雑収入	154		

東日本大震災による被災世帯の皆さまへ

生活福祉資金《緊急小口資金》のご案内

▼貸付対象者

災害救助法の適用となった地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、茨城県、東京都、千葉県、長野県）から小郡市内に避難されてきた被災者で1ヶ月以上居住する方

▼貸付金額 原則10万円以内

世帯員の中に死亡された方や要介護者がいるとき、世帯員が4人以上いるとき、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で、特に福岡県社会福祉協議会会長が認めるときは20万円以内

▼貸付方法

据置期間 貸付の日から1年以内
償還期限 据置期間経過後2年以内

▼持参いただくもの

印鑑、健康保険証、運転免許証、公営住宅等の入居申込書（写）、罹災証明書、キャッシュカードやクレジットカード等、親戚・知人宅に避難されている場合は、親戚・知人の健康保険証、運転免許証等

【問合せ先・申込先】

小郡市社会福祉協議会
TEL0942-73-1120
小郡市総合保健福祉センター
あすてらす内

小郡市社会福祉協議会に

お寄せいただきました

東日本大震災義援金実績

1,476,344円

(4月17日現在)

小郡市社会福祉協議会にお寄せいただきました義援金は、中央共同募金会へ随時送金し、関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分されます。

【領収書の発行】

必要な方は領収書を発行します。

税制上の優遇措置（所得税、法人税）の適用対象となります。

社会福祉協議会窓口にて義援金を寄せられました団体・個人
*敬称を略させていただきます

【団体】

- ・朝倉・三井・小郡ミニバスケットボール連盟サウスドリームカップ有志
- ・みくに野田地区有志一同
- ・大板井2区歩こう会
- ・東町区ふれあいネットワーク推進委員会
- ・東町区
- ・東町区老人クラブ
- ・東町区ふれあいネットワーク有志一同
- ・東町区健康講座参加者一同
- ・井上区
- ・南部牛乳販売店

【個人】

- ・平方区
- ・小郡市ミセスソフトボール協会
- ・小郡校区中町区
- ・下岩田区
- ・大保グランドゴルフ愛好会
- ・保護司会小郡分区
- ・じよいわく利用者
- ・二夕区日の出隣組
- ・新島区
- ・若葉会グランドゴルフ

- ・福田悦男 山下敏之 三塩須磨子
- ・大和功嗣 大和碩哉 田中克幸
- ・久保田誠 野口憲治 窪田廣樹
- ・寺崎広喜 瀧 祐雄 組坂勝幸
- ・匿名4名

窓口にも多くの募金が寄せられております。
引き続きご協力をお願いします。



平成23年度「小郡市社会福祉協議会」 会費のご協力をお願いします

Q. 社協会費って？

福祉のまちづくりを進めるための自主財源の確保・補強を図るという意味と、一人ひとりが地域福祉を自らの活動として受け止め、参加・参画していただくという2つの意味をもってします。

Q. 共同募金と会費の違いは？

共同募金も会費も市民の皆様からいただく点では同じに見えますが、共同募金は福岡県下全体の施設福祉と地域福祉の増進及び国内での災害支援などに使われ、その配分額の決定権は福岡県共同募金会にあります。

それに対し会費は、社協自らの判断により、すべてを自主事業に活用できます。

Q. 会費を納めて何かメリットはあるの？

社協会費は、支えあいの精神に基づくもので、基本的にメリットはありません。

会員になって何か利益を得るということはありません。また、義務を生じるものでもありません。

Q. 平成22年度の会費実績は？

2,952,322円

【賛助会員（個人・団体）169件
607,000円】

【戸別会費 2,345,322円】

ご協力ありがとうございました。

Q. 社会福祉協議会の財源は何？

小郡市社協の職員人件費は、市補助金・委託金や介護保険収入で賄われていますが、地域福祉活動を進める財源（いわゆる地域福祉事業費や団体配分金）は、共同募金や、寄付金（一般寄付・香典返し寄付等）などを充てています。

Q. 会費納入は強制？

決して強制ではありませんが、一人でも多くの皆さまに、社会福祉協議会にご賛同いただき、会員加入と会費にご協力をお願いします。

なお、20年度より、全戸加入のお願いをしており、戸別会費200円のご協力もお願いしています。

Q. 何に使われるの？

おもに「ふれあいネットワーク活動」

「車いす対応車輦貸出し」

「社協だより」

「タイムケア」に

充てております。



■賛助会費

★ 団体会員 一口(年額) 5,000円

★ 個人会員 一口(年額) 1,000円

(何口でも加入できます)

* 特典:千円につき満天の湯入浴券一枚贈呈

■戸別会費

★ 各世帯200円の協力をお願いします。



ウェルファ通信



「これってあり？
夜ふかし おぼろ
朝ごはんめき」

『子どもに今、何が大切なのか』

～子育てシンポジウム～

保育フェスタinおごおり

日時 5月22日(日)
午前9時～11時45分まで
会場 生涯学習センター
内容 横山正幸先生(福岡教育大学名誉教授)と
一緒に子育てパネルディスカッション
入場料 無料 託児あり
主催 小郡市保育協会(旧小郡市保育所連盟)

「つつい夜ふかしして、朝ねぼろ…すすまない朝ごはん…」これは、大人も子どもも同じですね。もし、これが子どもの生活習慣になるとどんな影響が生じるか、一緒に考えてみませんか。

今の社会の流れの中で生きていく子どもたちの背景を考えながら、何が大切なのかをパネルディスカッションしていきます。

忙しい中で子育てをしている保護者の皆さん！子育てのヒントを見つけませんか？



●問い合わせ先／市内各保育所及び保育園

「広げよう

地域に根差した思いやり」

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員は、民生委員法という法律により、住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱(民生委員として活動することを依頼)します。

また、児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正7年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされ、「民生委員・児童委員の日」は、大正6年(1917年)5月12日に岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来するものです。

現在、小郡市では76名の民生委員・児童委員、14名の主任児童委員が委嘱を受け活動中。常に住民の立場にたって、安心で暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。

それぞれの担当する地域のなかで、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝い、登下校時の見守り、高齢者等世帯への訪問活動など、様々な活動に取り組まれています。

例えば…

- 妊娠中の心配ごと
- 子育ての不安
- しつけの悩み
- 親子関係
- 仲間づくり
- いじめ
- 非行
- 不登校
- 虐待



私たちにご相談ください。

ひとりで悩まないで「誰かに話してみたい」と思ったら気軽に相談してください。